

経営者の皆様、職場のトラブルでお悩みではありませんか？

ご相談ください！

例えば・・・

部下に
パワハラ
と言われた。



配置転換に
納得できないと
言われた。



解雇の
撤回を
要求された。



退職金に
納得して
くれない。

電話相談

来所相談

メール
相談

弁護士
相談

あっせん

専門の相談員が対応します。
フリーアクセス 0120-9-39610
※携帯/IP 電話の場合は、
各労働相談所の電話番号に
直接おかけください。

電話/来所が
困難な場合は、
静岡県 HP
(二次元コード)から
ご相談ください。

月1回、
各労働相談所で
実施しています。
(無料・予約制)

労働委員会の
あっせん制度の
申請を受け付け
ています。
(詳細は裏面に記載)

相談
無料

サンキュー ロウドウ
0120-9-39610

受付時間：月～金曜日 / 9:00～12:00、13:00～16:00(祝日、年末年始除く)



静岡県 労働相談



静岡県県民生活センター

東部県民生活センター内
(東部中小企業労働相談所)
電話：055-951-9144

中部県民生活センター内
(中部中小企業労働相談所)
電話：054-286-3208

西部県民生活センター内
(西部中小企業労働相談所)
電話：053-452-0144

静岡県経済産業部就業支援局労働雇用政策課
静岡県労働委員会事務局調整審査課

電話：054-221-2338
電話：054-221-2286



職場のトラブルを解決したい経営者の皆様!

あっせん制度を御利用ください!



労働相談の内容によっては、県労働委員会のトラブル解決制度「あっせん」が利用できます。

「あっせん」とは、3名のあっせん員が当事者双方に寄り添い、紛争の解決を促す制度です。

例えば・・・

元従業員から雇止めの撤回と金銭補償を求められている。



雇止めに納得できない。
金銭補償を求める。

経営者
(あっせんを申請)

Aさん(従業員)

Aさんの退職の意向を確認した上で、退職条件について調整

調整の結果、Aさんの自主退職を前提とした金銭解決で双方が合意した。



無料
迅速簡易
中立公正

相談
無料

0120-9-39610

サンキュー ロウドウ

受付時間: 月～金曜日 / 9:00～12:00、13:00～16:00 (祝日、年末年始除く)

静岡県 労働相談

あっせん制度の詳細はこちら



静岡県県民生活センター

東部県民生活センター内
(東部中小企業労働相談所)

電話: 055-951-9144



中部県民生活センター内
(中部中小企業労働相談所)

電話: 054-286-3208



西部県民生活センター内
(西部中小企業労働相談所)

電話: 053-452-0144



静岡県経済産業部就業支援局労働雇用政策課
静岡県労働委員会事務局調整審査課

電話: 054-221-2338
電話: 054-221-2286